

## 最近の税務調査の傾向と対策

秋は、税務調査が本格化する時期です。

税務署の事務年度は 7 月 1 日から翌年の 6 月 30 日で、7 月初旬に人事異動が行われます。異動が落ち着いた 8 月頃から、税務調査が本格化します。近年、その調査において消費税が詳細に調べられるようになっていきます。

平成 29 年 11 月の国税庁発表の法人等の調査実績の概要によると、虚偽申告により不正に消費税の還付金を得るケースが増えているとの指摘があり、このことから税務当局が消費税の調査を重要視していることがわかります。

そこで今回は、消費税を中心に税務調査のポイントをお伝えします。

### 1. 消費税の調査におけるポイント

- ①課税事業者該当にもかかわらず消費税の申告を忘れているか。
- ②個別対応方式を採用している場合、個々の課税仕入ごとの用途区分ができているか。
- ③海外取引や輸出入関係の書類が適正に保存されているか。
- ④電気通信利用役務の提供についての処理が適正か。

#### <ポイント解説>

①原則として基準期間の課税売上高が 1 千万円以下の法人は、消費税の納税義務がありません。

しかし、例えば、平成 28 年 4 月 1 日から簡易課税制度の適用を受けない課税事業者が、1,000 万円以上の高額な資産を購入等した場合には、その購入した事業年度開始の日から 3 年を経過する日の属する課税期間までの各期間については納税義務が免除されなくなりました。このような改正事項については見落としが起りがちです。そのため、調査においても課税事業者となる者が適正に消費税の申告を行っているかが確認されます。

②消費税の仕入税額控除の計算方法につき、個別対応方式を採用している場合には、その用途区分が適正におこなわれているかが確認されます。特に、課税仕入れが課税売上対応に区分されている場合には、明確にその根拠を示す必要があります。

③近年は、大企業のみならず中小企業についても海外企業との取引が頻繁に行われるようになりました。

例えば、海外の企業に対する売上有る場合には、売上区分が、国内売上、輸出売上、国外売上に適正に区分されているかが調査のポイントとなります。輸出関係の書類を整理して、その書類をもとに区分を説明できるようにしておきましょう。また、税関に支払った輸入消費税等の輸入関係書類についても整備しておく必要があります。

④最近では、WEB 広告などを国外の事業者へ依頼することが増えています。電気通信回線を介して行われる WEB 広告などの役務提供が、消費税の課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判定基準が改正されています。

役務の提供を行う者の住所地から役務の提供を受ける者の住所等に変更されました。その際の納税義務者は、役務の提供を受けた側となります。

この規定は、当面、課税売上割合が 95% 未満の事業者のみの適用となりますが、調査時にその処理が適正に行われているか確認されることが多いので注意が必要です。

### 2. 証拠資料の整理

調査当日に慌てないためにも、証拠資料の内容確認と整備はしっかり行いましょう。

最近の調査では、消費税の勘定科目別税区分一覧の提出が求められます。この一覧に基づいて、売上の区分、課税仕入れの用途区分などを説明できるように書類を整えておきましょう。

売上領収書の控え、見積書、受注書、覚書書などの売上の証拠資料、支払い領収書や請求書など仕入・経費の証拠資料は、日ごろからの整理が大切です。輸出入関係の書類（税関長からの輸出証明書、輸入時のインボイス資料、輸入消費税の記載のある書類等）もいうまでもありません。

### 3. 調査当日の対応

最後に調査当日には、次のことに気を付けて調査に臨むべきです。

調査官からの質問や確認事項などは、必ずしもその場で即答する必要はないということです。曖昧なことや不明事項があるときは、よく調べて後日回答しても問題はありません。

立会いの税理士とよく相談し、後日、正確な回答を行うことを心がけてください。

(提供：朝日税理士法人)  
いっしょに、明日のこと。  
Share the Future

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

## 金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号  
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、  
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2017年2月1日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。

Share the Future